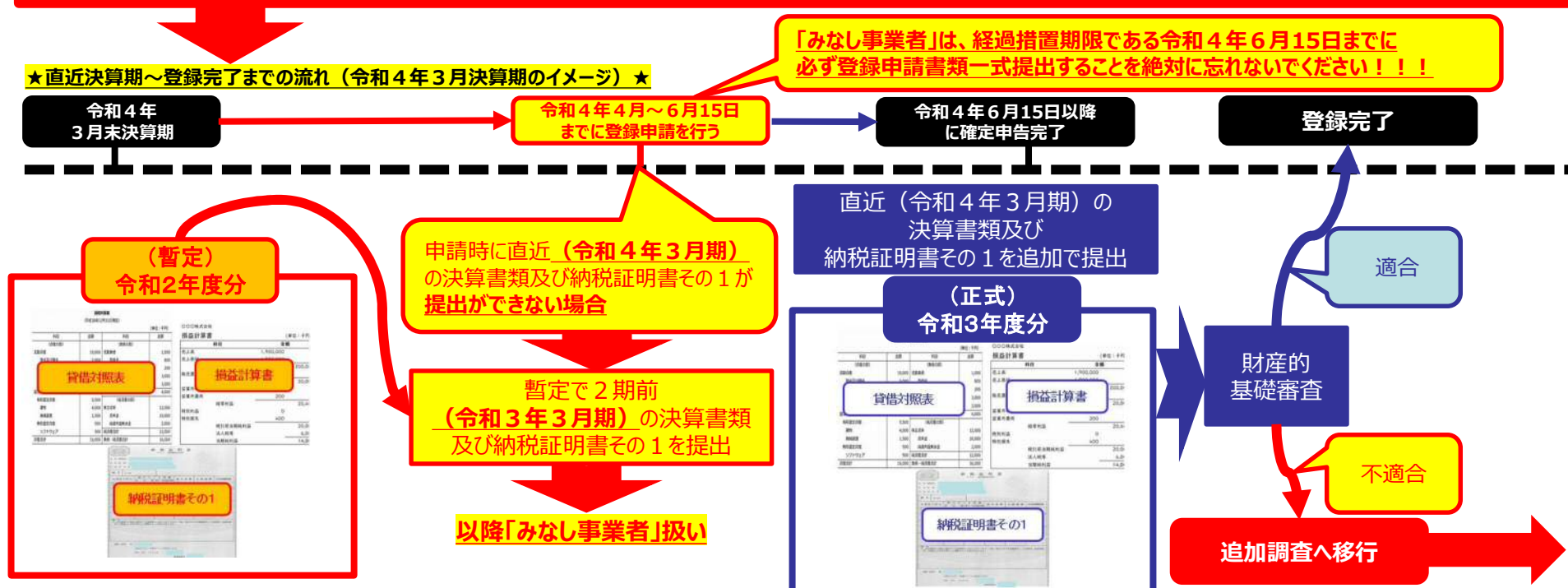


経過措置期間中に登録申請が必要な「みなし事業者」が 登録申請時に直近の決算書類等の準備が間に合わない場合の留意事項

令和4年3月末時点で登録未申請の「みなし事業者」への留意事項

- ★賃管法が施行された**令和3年6月15日**以降、既に**200戸以上の賃貸住宅の管理業務を受託している事業者**は、**令和4年6月15日**までに登録申請を行うまでの間、法的に「**みなし事業者**」として扱われます。（登録申請後、登録又は登録拒否を受けるまでの間、「**みなし事業者**」として扱われます。）
- ★**令和4年以降に決算期を迎える「みなし事業者」**のうち、特に**3月、4月、5月期の事業者**においては、確定申告に数ヶ月の期間を要することから、**経過措置期限である令和4年6月15日**までに、申請に必要な**直近の事業年度における「決算書類（貸借対照表と損益計算書）」**及び「**納税証明書その1**」の準備が間に合わない可能性があります。
- ★上記の状況を考慮し、経過措置期限内に登録申請が必要となる「**みなし事業者**」において、**直近の事業年度における「決算書類」**及び「**納税証明書その1**」の準備が間に合わない場合、**暫定的に2事業年度前（2期前）の書類を提出することについて容認します。**
- ★ただし、**財産的基礎の審査**は、**直近の「決算書類」をもって審査すること**になるため、登録申請後に、**直近の「決算書類」**及び「**納税証明書その1**」が提出がなされ、**当局の審査が完了するまでの間は、「みなし事業者」**として扱われます。
- ★なお、**直近の決算が確定しているに関わらず、当局からの指示に従わずに直近の決算書類等を提出しない場合、登録拒否の処分を受ける可能性があります。**



【参考】：みなし事業者の根拠条文

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）

（経過措置）第2条

この法律の施行の際現に賃貸住宅管理業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して1年間（**当該期間内に第6条第1項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第23条第1項の規定により賃貸住宅管理業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間**）

は、第3条第1項の規定にかかわらず、**当該賃貸住宅管理業を営むことができる。**

その者が**その期間内に第4条第1項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。**

2項

(略)

3項

(略)